

えびの市こころをつなぐ手話言語条例 施策推進方針

えびの市は、手話が言語であるとの認識に基づき、手話の理解及び普及並びに手話を使用しやすい環境となるよう、えびの市こころをつなぐ手話言語条例第 8 条の規定に基づき、手話に関する施策を推進するための方針を次のように定めます。

施策の推進にあたっては、当事者団体や関係機関等との連携を図ることとします。

(1) 手話に対する理解及び手話の普及を図るための施策（条例第 8 条第 1 号）

- ①手話及び手話を使用するろう者に対する理解を促進するための啓発活動に努める。
- ②手話が言語であることを広く市民に周知するため、リーフレット等を作成し配布する。
- ③市の広報紙やホームページ等を積極的に活用し、手話の普及に努める。
- ④市民が手話に身近に親しむことができるよう、手話に関する講習会等を開催する。

(2) 手話による情報取得及び手話を使用しやすい環境づくりに関する施策

（条例第 8 条第 2 号）

- ①市の主催する各種行事等において、手話通訳者を配置するよう努める。
- ②市の公共施設等において、手話による対応ができる体制を目指し、職員等に対し、手話の研修を実施する。
- ③保育園、幼稚園、小学校、中学校などにおいて、子供たちや教職員等が手話に親しみ、学ぶ機会を提供する。
- ④市内の事業者等に対し、手話の周知を図り、学ぶ機会を提供する。

(3) 手話通訳者の派遣等によるろう者の社会参加の機会の拡大を図るための施策

（条例第 8 条第 3 号）

- ①手話を必要とする市民が市役所等で手話を使用することができるように、手話通訳者の確保に努める。
- ②日常生活において手話を利用しやすい環境の整備に努める。
- ③保育園、幼稚園、小学校、中学校において、手話が必要な子供及び保護者等に対する相談支援体制の充実を図る。

(4) 手話通訳者の配置の拡充及び処遇改善など、手話による意思疎通支援者のための施策（条例第 8 条第 4 号）

- ①手話通訳者を養成するため、手話講習会等を開催する。
- ②手話通訳者の技術向上を目的として、研修に参加する機会及び情報の提供に努める。
- ③手話通訳者の健康管理に配慮するよう努める。
- ④手話普及団体等への積極的な支援に努める。

(5) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事項（条例第8条第5号）

(6) 手話以外の手話

上記の推進方針に基づく施策の推進に当たっては、原則として手話を対象としますが、手話以外のものを排除するものではありません。

(7) 推進方針の検証及び見直し

本推進方針に係る各施策の実施状況を、年1回程度検証するものとし、推進方針は必要に応じて見直すことができるものとする。